

京都市告示第 2 0 4 号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 1 7 条第 1 項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 6 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市上京区千本通芦山寺上る閻魔前町 2 1 番地
京都市左京区山端滝ヶ鼻町 8 番地の 2
京都市中京区壬生東土居ノ内町 1 3 番地の 1 及び 1 3 番地の 3
京都市東山区四条通大和大路東入祇園町北側 3 4 7 番地の 1 0 2
京都市東山区本町十七丁目 3 3 6 番地
京都市東山区本町十七丁目 3 3 9 番地の 1
京都市下京区三ノ宮町通上ノ口上る岩滝町 1 6 2 番地, 2 1 4 番地の 2, 2 1 5 番地の 1 及び同区東高瀬川筋上ノ口上る聖真子町 1 6 6 番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)